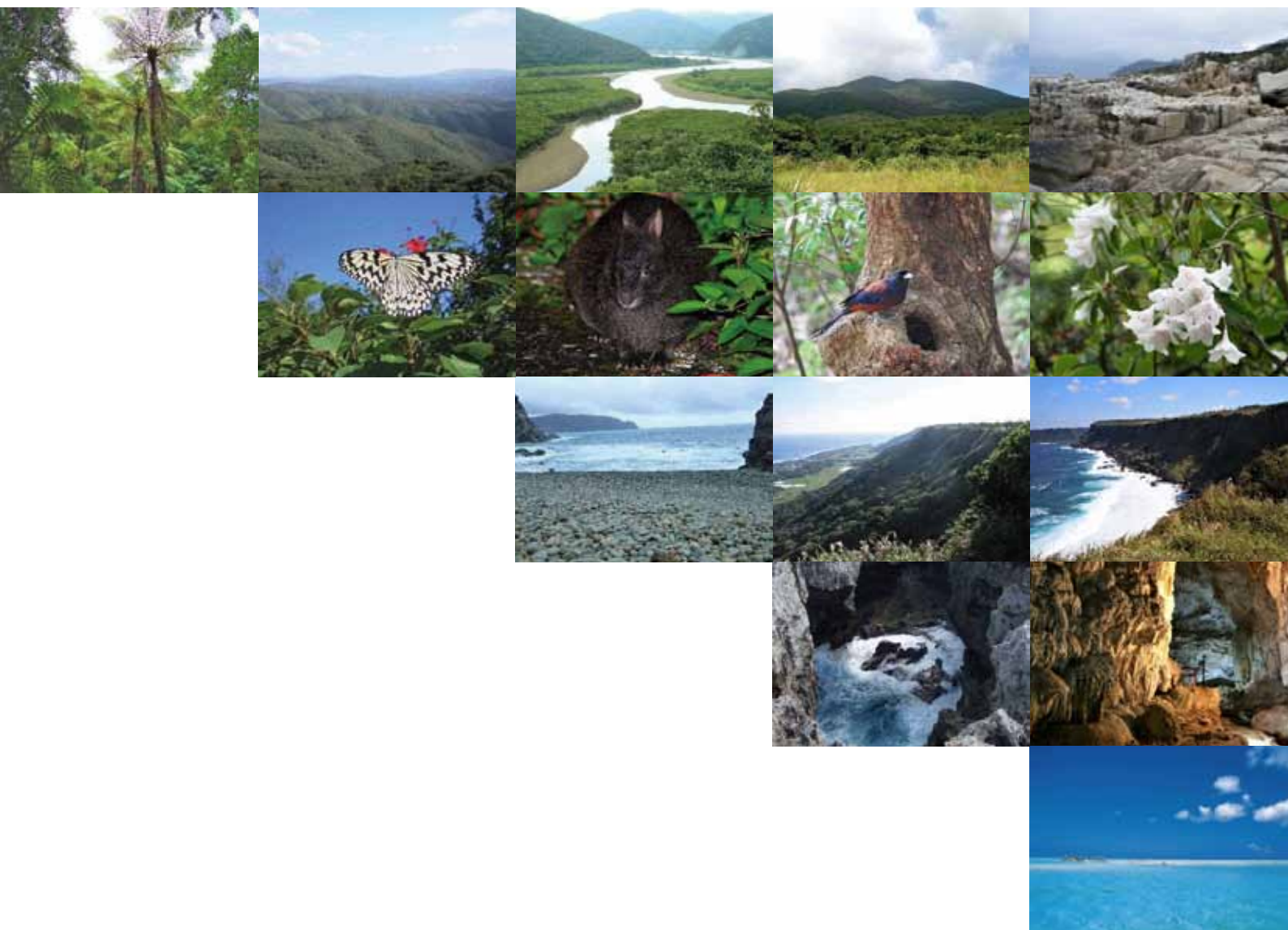


鹿児島県環境基本計画

概要版



はじめに

私たちのふるさと鹿児島県は、南北約600kmにも及ぶ広大な県土に、多くの島々や長い海岸線を有し、日本で初めて国立公園に指定された霧島や世界自然遺産の屋久島、世界的にも貴重な動植物を有する奄美群島、毎年1万羽以上が渡来する特別天然記念物「ツル」など、特色ある自然に恵まれています。このふるさと鹿児島のかげがえのないすばらしい環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、現代に生きる私たちの使命であります。

私たちの経済、社会は、安定的で豊かな環境の基盤の上に成立しています。しかしながら人間活動の増大は、地球環境に大きな負荷をかけており、環境問題として顕在化し、私たちの生活にも様々な影響が生じています。

その結果、私たちの取り組むべき課題は、地球温暖化の防止をはじめ閉鎖性水域の水質汚濁の防止・改善や廃棄物の減量化・リサイクルの促進、希少野生動植物の保護、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減など多様化してきており、本県でも一層の取組が求められております。

県では、環境行政の基本目標と環境保全施策の基本的方向性を明らかにした環境基本計画を平成10年3月に策定（平成16年3月、平成23年3月改定）し、この計画に基づき総合的かつ計画的に取組を進めてまいりました。

その後、地球温暖化対策や循環型社会の形成、生物多様性の保全に向けた取組が進展するとともに、国連による持続可能な開発目標（SDGs）の採択、国による2050年カーボンニュートラルの宣言などが行われ、また、本県においても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを目指す旨の表明をしたところです。また、奄美大島及び徳之島の世界自然遺産登録への取組など環境をめぐる情勢の変化や新たな課題等が生じており、これらに適切に対応する必要があることから、このたび、環境基本計画を改定いたしました。

県では、今後とも、この計画に基づき、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、環境行政を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の改定に当たり、熱心に御審議いただきました鹿児島県環境審議会の委員の皆様をはじめ、様々な機会を通して貴重な御意見、御提言をいただきました多くの方々に感謝申し上げます。

令和3年3月

鹿児島県知事 塩田 康一

目次

第1章 計画の基本	-----	1
第2章 環境の現状と課題	-----	3
第3章 計画の基本目標	-----	7
第4章 施策の展開	-----	8
第5章 環境保全に向けた取組	-----	13
第6章 計画の推進	-----	14
(参考) 環境指標	-----	15

【表紙写真】

- 1 段目（左から）：金作原（奄美市，県職員提供），湯湾岳（宇検村，県職員提供），住用マングローブ林（奄美市，県職員提供），井之川岳（徳之島町，県職員提供），ムシロ瀬（天城町，県職員提供）
- 2 段目（左から）：オオゴマダラ（喜界町，県職員提供），アマミノクロウサギ（奄美市ほか，常田守氏提供），ルリカケス（奄美市ほか，常田守氏提供），アマミセイシカ（宇検村ほか，県職員提供）
- 3 段目（左から）：ホノホシ海岸（瀬戸内町，県職員提供），百之台（喜界町，県職員提供），犬布岬（伊仙町，県職員提供）
- 4 段目（左から）：フーチャ（和泊町，県職員提供），昇竜洞（知名町，県職員提供）
- 5 段目：百合ヶ浜（与論町，県観光連盟提供）

【裏表紙写真】

- 1 段目（左から）：宮之浦岳（屋久島町，県観光連盟提供），縄文杉（屋久島町，県観光連盟提供），千尋の滝（屋久島町，県観光連盟提供），いなか浜（屋久島町，屋久島環境文化財団提供），アカウミガメ（屋久島町，環境省提供）
- 2 段目（左から）：千座の岩屋（南種子町），桜島と錦江湾（鹿児島市，県職員提供），雄川の滝（錦江町），大浪池（霧島市）
- 3 段目（左から）：池田湖（指宿市），佐多岬（南大隅町，県観光連盟提供），出水のツル（出水市，県観光連盟提供）
- 4 段目（左から）：吹上浜金峰山県立自然公園（南さつま市），長目の浜（薩摩川内市，県観光連盟提供）
- 5 段目：霧島の山々（霧島市，県観光連盟提供）

第1章 計画の基本

第1節 計画の基本的考え方

1 計画改定の趣旨

本県では、「鹿児島県環境基本計画」を平成10年3月に策定し、21世紀を展望した本県環境行政の基本目標を示すとともに、環境保全施策の基本的方向を明らかにしました。

その後、平成16年3月に1回目、平成23年3月に2回目の改定を行い、総合的かつ計画的な取組を推進してきました。

2回目の改定以降、県においては、生物多様性鹿児島県戦略（平成26年3月）、県廃棄物処理計画（平成28年3月、令和3年3月）、再生可能エネルギー導入ビジョン2018（平成30年3月）、県地球温暖化対策実行計画（平成30年3月）、県水素社会の実現に向けたロードマップ（令和2年3月）、県環境教育等行動計画（令和3年3月）、池田湖水質環境管理計画（令和3年3月）を策定・改定し、指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年3月）を制定しました。

国においては、外来種被害防止行動計画（平成27年3月）、第五次環境基本計画（平成30年4月）、第五次エネルギー基本計画（平成30年7月）、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）を策定・閣議決定し、鳥獣保護管理法（平成26年5月）、大気汚染防止法（令和2年6月）を改正しました。また、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択されたことを踏まえ、地球温暖化対策計画（平成28年5月）、気候変動適応計画（平成30年11月）を閣議決定し、気候変動適応法（平成30年12月）を施行しました。

このように、2回目の改定から10年が経過し、環境をめぐる情勢の変化や新たな課題等が生じてきており、これらに適切に対応するとともに、本県の目指す姿や施策展開の基本方向などを明らかにした「かごしま未来創造ビジョン」（平成30年3月）や第2期県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定（令和2年3月）を踏まえ、「鹿児島県環境基本計画」の改定を行います。

2 計画の性格と役割

この計画は、県環境基本条例第11条に規定する「環境の保全及び形成に関する基本的な計画」であり、次のような役割を持っています。

- ① 長期的展望に立った基本目標を明らかにし、環境の保全、活用に関する全ての主体の共通認識の形成を図ります。
- ② 環境保全施策の基本的方向を明らかにし、県や市町村、事業者における環境に配慮した施策や事業の実施を推進します。
- ③ 環境保全に向けた各主体の役割と取組を明らかにし、公平な役割分担のもとで、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。

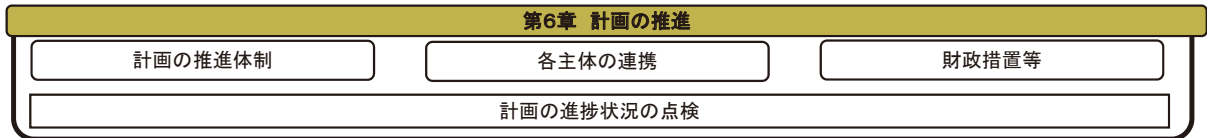
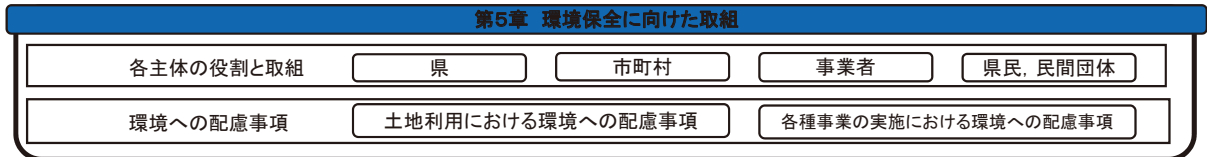
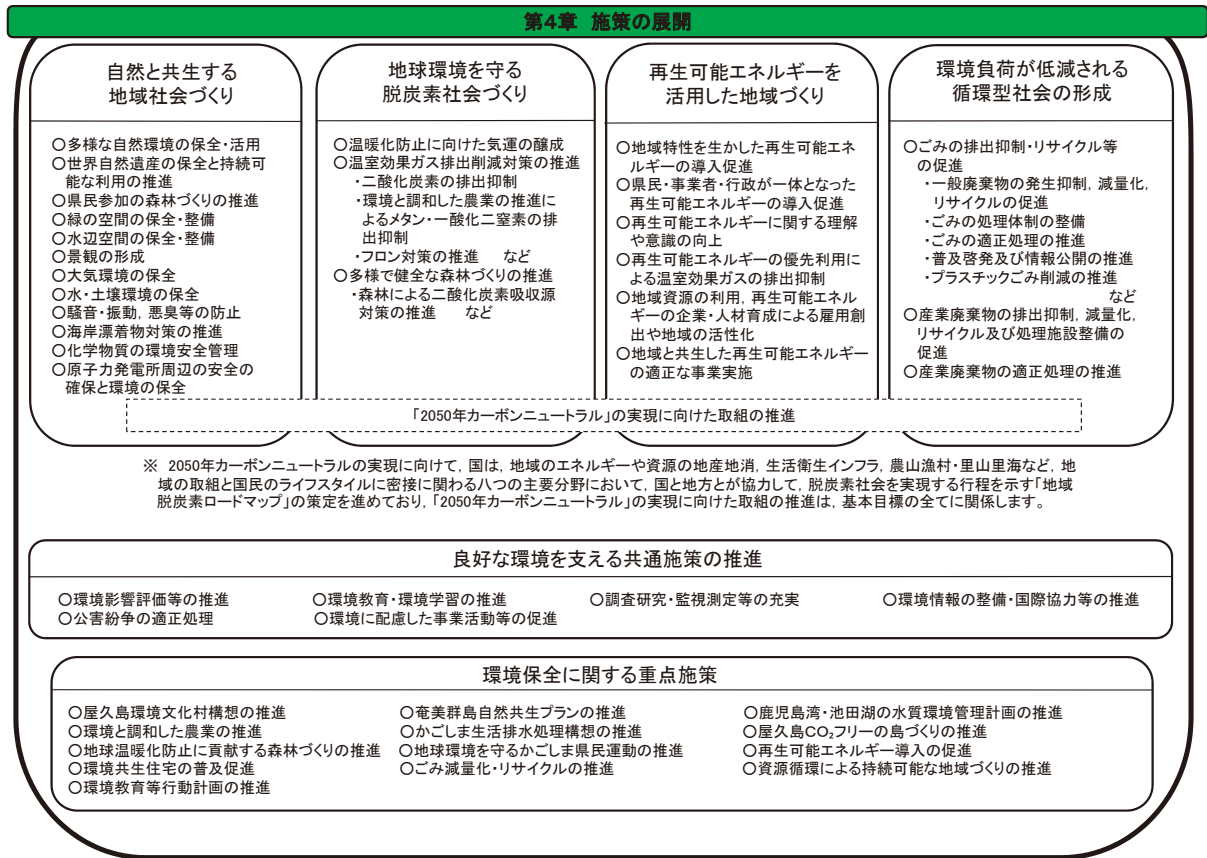
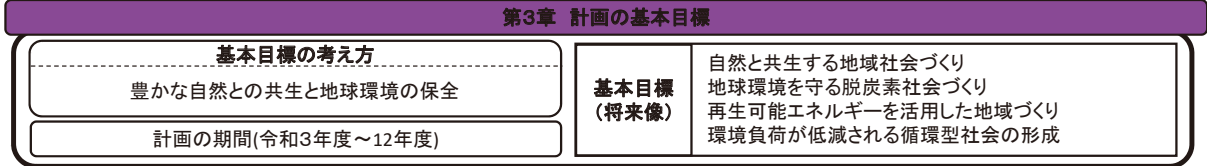
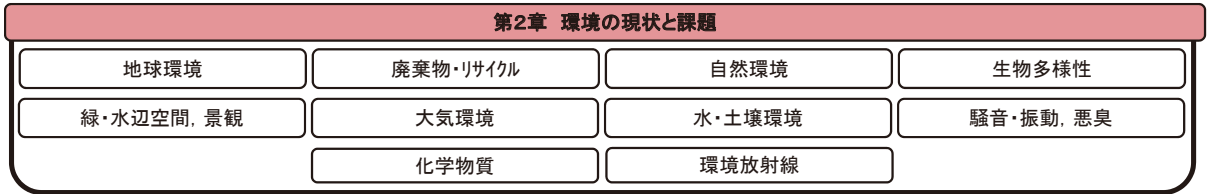
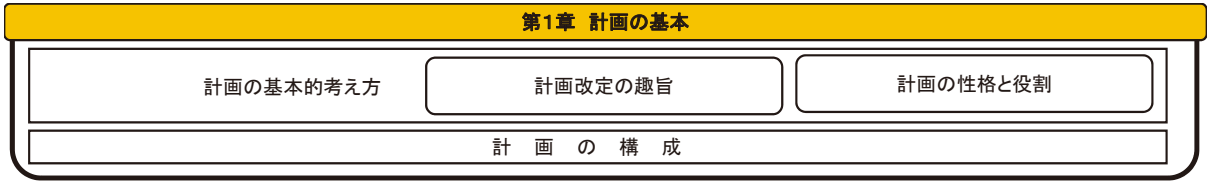


桜島

(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

第2節 計画の構成

本県環境の現状と課題を明らかにし、それに対応した総合的・計画的な施策を推進することを基本に構成します。



第2章 環境の現状と課題

本県は、広大な県土を有し、海洋や森林、多種多様な野生生物など豊かな自然に恵まれており、これまで、県環境基本条例や県公害防止条例、県自然環境保全条例、県ウミガメ保護条例、県環境影響評価条例、県地球温暖化対策推進条例、県外来種条例などの制定や鹿児島湾ブルー計画、池田湖水質環境管理計画など水質保全対策の推進、奄美大島及び徳之島の世界自然遺産登録並びに登録後を見据えた取組など自然環境の保全、さらに工場・事業場の排水規制の強化など各種施策を積極的に推進してきました。その結果、本県の環境は全般的におおむね良好に維持されています。

しかしながら、近年、閉鎖性水域の水質汚濁や廃棄物の不適正処理などの従来環境問題に加え、地球温暖化対策や生物多様性の保全、人と自然との共生、外来種の問題、越境大気汚染、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題など新たな課題への対応が求められています。

また、地球温暖化の進展に伴う気候変動により、植生の変化や病害虫の発生、海水温の上昇などに伴う農林水産業への影響や台風の大型化等による風水害など県民生活に直結する影響も懸念されます。

こうした地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題については、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルを転換し、省資源・省エネルギーに配慮した循環型社会の形成に向けた取組を進めるとともに、環境保全と経済発展がバランスよく両立する取組を通じて、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現していくことが求められています。

第1節 地球環境

【現状】

近年、各国における経済社会活動の一層の拡大、高度化に加え、国際的な相互依存関係の拡大等を背景として、地球温暖化やオゾン層の破壊などのいわゆる地球環境問題が顕在化しています。

また、エネルギーの自給率の向上や温室効果ガス削減のため、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入が増大しています。

【課題】

地球環境問題は、地球規模の空間的広がりや次世代にもわたる時間的広がりを持った問題であり、国際的に取り組む必要があります。また、事業者による温室効果ガス排出削減に向けた取組、ライフスタイルの見直しなど県民一人一人の取組、既に現れている気候変動の影響等に対して適応する取組、再生可能エネルギー導入に当たっての自然環境への配慮など地域と共生した取組を進めていくほか、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域のエネルギーや資源の地産地消、生活衛生インフラ、農山漁村・里山里海など、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる八つの主要分野において脱炭素社会を実現する行程を示す「地域脱炭素ロードマップ」を策定する国の動向を踏まえ、地球温暖化対策を積極的に進める必要があります。

第2節 廃棄物・リサイクル

【現状】

一般廃棄物については、県民一人当たりのごみの排出量は923g/日（平成30年度）で、全国平均よりやや多くなっています。リサイクル率は16.2%（平成30年度）であり、全国平均を下回っています。

し尿については、水洗化が年々進みつつあり、し尿と生活排水を併せて処理する污水处理施設の普及率は公共下水道が42.3%（平成30年度）であり、農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽などと合わせると、81.1%（平成30年度）となっています。

産業廃棄物については、排出量は減少傾向にあるものの、廃棄物等の多様化に伴い処理が困難になったり、不適正処理による環境負荷の増大など様々な問題があります。

【課題】

一般廃棄物については、より一層の排出抑制を進めるとともに、減量化やリサイクルなどを推進する必要があります。

し尿については、今後も、施設の整備や汚泥の堆肥化等のリサイクルを促進する必要があります。

また、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを推進するなど、循環型社会の形成を図る必要があります。

第3節 自然環境

【現状】

県内の国立公園，国定公園，自然環境保全地域等は，山岳，湖沼，海岸，島しょ等の特色ある風景を代表しており，優れた自然の景勝地として保護されているとともに，天然記念物など希少な動植物の生息地や，人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションや保健・休養の場などとして活用されています。

また，シカやノヤギの食害等による植生被害が発生し，固有の植物に絶滅のおそれが生じています。

海の恵みを育み生物多様性に富む錦江湾等の干潟については，その多様性が失われるおそれがあるなど生態系への影響が危惧されています。

【課題】

自然保護思想の普及啓発については，県民の自然保護に対する理解と認識を深め，自然公園等の適正な利用を図りつつ，人と自然との共生を構築し，生物多様性を確保する必要があります。

屋久島については，屋久島環境文化村構想を推進しており，この地域が世界自然遺産としての価値を損なうことのないよう，将来にわたって適正に保全する必要があります。

奄美群島については，世界自然遺産登録及び登録後を見据え，奄美群島自然共生プランに基づく取組を進める必要があります。

自然環境を保全するためには，行政はもとより，県民や事業者がそれぞれの立場で，環境に配慮した生活や事業活動に努めるとともに，環境保全活動へ主体的に参画する必要があります。

第4節 生物多様性

【現状】

本県は，多様な気候と地理的な特性を背景に，様々な生態系を有し，その中で多くの野生動植物が生息・生育する，生物多様性の豊かな地域です。

特に，世界自然遺産登録を目指している奄美大島及び徳之島をはじめとする島しょ部は，アマミノクロウサギやルリカケス等この地域にしか見られない極めて希少な種が多く生息・生育しています。

【課題】

生物多様性を維持するためには，生息・生育状況を継続的に調査し可能な限り最新の情報を把握し，その成果を踏まえた保護管理対策を進める必要があります。

奄美群島には多くの貴重な野生動植物が生息・生育し，生物多様性保全の視点から世界的にも重要な地域であるため，保護管理対策を進める必要があります。

出水地方に渡来するツルや県内の海岸で産卵するウミガメなどについても，引き続き適正な保護管理対策を行う必要があります。

外来種については，状況に応じ防除などの対策に取り組む必要があります。



屋久島国立公園（永田岳とジャクナゲ）
（写真協力：公益財団法人屋久島環境文化財団）



サンゴ礁（瀬戸内町嘉鉄）
（写真協力：興克樹氏）



アマミノクロウサギ
（写真協力：常田守氏）



ルリカケス
（写真協力：常田守氏）

第5節 緑・水辺空間、景観

【現状】

都市近郊や里山の森林、都市公園、社寺林、街路樹、生垣、名木・古木等の緑は、人々にゆとりやうるおいをもたらしてくれます。

渚や川辺、湧水等の水辺は、水や動植物とのふれあいの場としての利用など人々の生活にとって貴重な価値を持つ空間となっています。

本県の多彩で豊かな景観は、郷土に対する誇りや愛着を育むとともに、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、観光や人々の交流の促進に大きな役割を担っています。

【課題】

古くから残され地域の人々に親しまれている緑、自然の状態で保全されている水辺は、今後も保全を図っていく必要があります。

自然公園などの自然景観に優れている地域での景観の保全はもとより、その他の地域においても、景観に対して配慮する必要があります。



普現堂湧水源



ジッキョヌホー

第6節 大気環境

【現状】

大気環境については、全般的に良好な状況にありますが、桜島などでは火山活動の影響により二酸化硫黄や浮遊粒子状物質が、また、一部の地域では越境大気汚染により微小粒子状物質が環境基準を超える場合があります。

令和元年5月には越境大気汚染が要因と考えられる高濃度の光化学オキシダントが観測され、本県2例目となる光化学オキシダント注意報を薩摩半島地域及び大隅半島地域に発令しました。

アスベストについては、アスベスト飛散防止対策の強化を目的とした改正大気汚染防止法が令和2年6月に公布されました。



大気測定局

【課題】

光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)の高濃度現象については、国や九州各県が連携して、監視体制、情報連絡体制、調査研究を進める必要があります。

アスベストについては、令和3年4月から段階的に施行される改正大気汚染防止法について周知を行い、引き続きアスベスト飛散防止対策に取り組む必要があります。

第7節 水・土壌環境

【現状】

水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域(河川、湖沼、海域)の水質については、全般的に良好な状況にありますが、一部の水域では、生活排水や事業場排水等の人為的影響等により、環境基準を達成していません。

土壌については、土壌汚染対策法により、土壌汚染の状況の把握及び規制対象区域の分類等による講ずべき措置が規定されています。



瀬切川上流

(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

【課題】

公共用水域等の水質監視を充実するとともに、工場等に対する排水基準の監視・指導の強化などを行う必要があります。閉鎖的な内湾である鹿児島湾や閉鎖性水域である池田湖については、今後とも総合的な環境保全対策を推進する必要があります。

土壌汚染を未然に防止するためには、関係法令を遵守するよう指導を行う必要があるとともに、土壌汚染が確認された場合には、適切な措置が講じられるよう、土壌汚染対策法に基づく指導を行う必要があります。

第8節 騒音・振動, 悪臭

【現状】

騒音に係る苦情は、工場や工事・建設作業に起因するものが多く、件数は、近年、横ばい傾向を示しています。

振動に係る苦情は、工事・建設作業に起因するものが多く、件数は、近年、横ばい傾向を示しています。

悪臭に係る苦情は、産業活動（畜産農業、工場・事業場）や家庭生活に起因するものが多く、件数は、近年、やや減少傾向を示しています。



新幹線鉄道騒音測定

【課題】

騒音・振動公害は、人口や住居の集中度と密接に関係しており、発生源対策や住工分離等の適正な土地利用を促進するとともに、生活騒音に対して県民一人一人が配慮する必要があります。

悪臭の未然防止については、悪臭の発生や漏出の防止等の発生源対策や住居地域との混住化防止等の適正な土地利用を促進する必要があります。

第9節 化学物質

【現状】

環境中の化学物質について、大気や水質・底質、生物における濃度レベルを調査していますが、調査結果はおおむね全国平均レベルです。ダイオキシン類についても環境基準及び排出基準を達成しています。

【課題】

化学物質排出把握管理促進法、ダイオキシン類対策特別措置法等の適正な運用を図るとともに、化学物質に関する情報の収集や提供等に努める必要があります。

第10節 環境放射線

【現状】

原子力発電所周辺の環境放射線の調査を行っていますが、これまで異常は認められていません。

【課題】

環境放射線の監視等を継続するとともに、原子力や放射線に関する情報提供の充実などに努める必要があります。



モニタリングポスト

第3章 計画の基本目標

計画改定の趣旨、本県の環境の現状と課題を踏まえ、この計画の基本目標（将来像）を示します。

1 基本目標の考え方

この計画は、中長期的な観点から、「かごしま未来創造ビジョン」に掲げられている、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」を基本目標（将来像）とします。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

この計画の期間中であっても、社会経済情勢や環境をめぐる状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3 計画の基本目標（将来像）

(1) 自然と共生する地域社会づくり

生物多様性や環境文化についての理解が深まり、県民の参加による自然環境の保全・再生と、地域活性化につながる持続可能な利用の取組が行われています。

人的要因による新たな種の絶滅や、新たな侵略的外来種の意図的な進入の防止が図られています。

屋久島に続き、奄美大島及び徳之島が世界自然遺産に登録され、適正な保全・管理を図りながら、奄美群島全体での持続可能な地域づくりが推進されています。

人々が憩い親しむ水辺環境や干潟に加え、野鳥、イルカ、オオウナギなど多種多様な野生生物が棲む錦江湾や池田湖の水環境が良好に保全されています。

(2) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

県民、事業者、行政が一体となり、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減や気候変動の影響への適応など、脱炭素社会に向けた取組が積極的に進められています。

林業経営体をはじめ、森林ボランティア、企業等の多様な主体の連携の下、森林が適切に整備・保全されており、二酸化炭素を吸収するなどの多面的な機能が十分に発揮されています。

(3) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり

自然環境に配慮しつつ、県内に存在する多様で豊かな資源を活用した再生可能エネルギーの導入が促進され、エネルギーの地産地消などが図られています。

(4) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

従来的大量生産・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な使用、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の流れの確保など、環境への負荷をできる限り低減した、循環型社会が形成されています。

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルが更に促進されているとともに、産業廃棄物処理施設の整備及び産業廃棄物の適正処理が促進されています。

第4章 施策の展開

第3章で掲げた基本目標（将来像）の実現に向け、環境保全施策を「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」及び「良好な環境を支える共通施策の推進」に分類し、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、その方向に沿った施策を示すとともに、「環境保全に関する重点施策」を掲げ、重点的・効果的な推進を図ります。

第1節 自然と共生する地域社会づくり

自然と共生する地域社会づくりのため、多様な自然環境の保全・活用をはじめとした各施策を実施します。

(主な施策)

- 自然保護思想の普及啓発を図りつつ、多面的機能を持つ農業・農村や森林の調和のとれた保全・活用を目指すとともに、優れた自然、原生的な自然及び里地里山、河川、湖沼、干潟・湿地、藻場などの身近な自然環境を保全します。
- 世界自然遺産登録地屋久島については、屋久島環境文化村構想の理念に基づく、自然環境の保全や持続可能な利活用を推進します。
- 奄美群島については、奄美群島自然共生プランを推進するとともに、その優れた自然を保全し、奄美大島及び徳之島の世界自然遺産への登録を目指し、登録後も遺産の価値を維持します。
- みんなの森づくり県民税を活用して、再造林、間伐等の森林整備や地域特性を生かした森林づくり、里山林の機能回復など、県民参加の森林づくりを推進します。
- 地域に親しまれている身近な緑を地域住民の協力や民間団体との連携により適正に保全します。また、都市公園等の整備や公共用地、民有地の緑化を促進します。
- 自然の状態で保全されている渚、川辺、湧水等の水辺を適正に保全します。また、ウォータースタンプや親水施設などの整備を推進し、人と水とのふれあい機会を充実します。
- 自然景観の保全を図るとともに、歴史的遺産を活用した景観の形成を促進します。
- 工場・事業場からの大気汚染物質の排出の抑制や監視の充実を図ること等により、良好な大気環境を維持できるよう努めます。
- 公共用水域や地下水の水質監視、工場・事業場の排水監視の充実を図るほか、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備促進、合併処理浄化槽等の普及促進、環境と調和した農業の推進など総合的な水質保全対策を推進します。
- 土壌汚染対策については、工場・事業場に対し有害物質の適正管理を指導し、土壌汚染の未然防止に努めます。
- 騒音・振動については、発生源対策や住工分離等の適正な土地利用を促進します。悪臭については、臭気指数規制の導入促進を図るとともに、環境保全型畜産の推進など発生源対策に努めます。
- 海岸漂着物処理推進法や県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物等の円滑な処理や発生の効果的な抑制を図ります。
- 化学物質については、化学物質排出把握管理促進法などその他の関係法令の周知徹底を図り、有害化学物質の大気や公共用水域、地下水、土壌への排出を抑制します。
- 環境放射線の監視を行うとともに、川内原子力発電所に関する安全協定を厳正に運用します。



湯湾岳

第2節 地球環境を守る脱炭素社会づくり

地球環境を守る脱炭素社会づくりのため、温暖化防止に向けた気運の醸成をはじめとした各施策を実施します。

(主な施策)

- 県民や事業者、行政が連携・協力して、自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。
- 事業者における温暖化対策を進めるため、クールビズ・ウォームビズの取組などを促進します。
- 気候変動への適応については、既に現れている気候変動の影響若しくは将来予測影響を踏まえ、適切な適応策を実施します。
- 県地球温暖化対策推進条例に規定される特定事業者に対して、提出が義務づけられている温室効果ガス排出抑制計画及び実施状況報告等について必要な指導や助言を行います。
- 県内のエネルギー起源二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門の対策を強化するため、電気自動車等の普及に向けた充電インフラ整備を促進します。
- 省エネ家電やLED照明、高効率給湯器等の導入を促進します。
- 事業者等が自ら削減できない二酸化炭素排出量について、県全体で埋め合わせする「カーボン・オフセット」を普及・促進します。
- 「県気候変動適応センター」において、気候変動に関する情報の収集・整理・提供等を行います。
- フロン排出抑制法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、オゾン層の破壊や温室効果を有するフロン類の適正処理を促進します。
- 二酸化炭素吸収源として森林の持つ地球温暖化の防止や県土の保全、水資源の^{かん}涵養など多様な機能を持続的に発揮させ、恵み豊かな森林を育成し、未来に引き継ぐため間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、県民や企業など多様な主体の森林づくりへの参加を促進します。



地球環境を守るかごしま県民運動大会

第3節 再生可能エネルギーを活用した地域づくり

再生可能エネルギーを活用した地域づくりのため、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進をはじめとした各施策を実施します。

(主な施策)

- 自然環境に配慮しつつ、森林、畜産、温泉や広大な海域等に恵まれた、本県の多様で豊かな資源を最大限活用した再生可能エネルギーを導入します。
- 事業者による再生可能エネルギー導入を促進するとともに、県や市町村による公共施設への再生可能エネルギー導入を積極的に進めるなど、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携して再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 再生可能エネルギーに関する情報等を収集し、県民、事業者、市町村等に提供することにより、再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上に努めます。
- 県民、事業者、行政は、その事業活動及び日常生活において、再生可能エネルギー等の優先的な利用を図り、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 地域の資源を地域で利用することや、再生可能エネルギーに関連する企業・人材の育成などにより、雇用の創出や地域の活性化につなげます。
- 事業者に対して、再生可能エネルギーの導入に関する助言を行うとともに、関係法令や資源エネルギー庁が制定した「事業計画策定ガイドライン」等の遵守について指導を行い、地域と共生した適正な事業実施に努めます。

第4節 環境負荷が低減される循環型社会の形成

環境負荷が低減される循環型社会の形成のため、ごみの排出抑制・リサイクル等の促進をはじめとする各施策を実施します。

(主な施策)

- 循環型社会形成推進基本法や県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物等の排出を抑制し、適正な処理をするとともに、廃棄物を再利用可能な資源として捉え、リユースやリサイクルなど3 R (Reduce「発生抑制」、Reuse「再使用」、Recycle「再利用」)を推進し、循環型社会の形成を図ります。
- 災害廃棄物の処理体制について、大規模災害を想定し、国、他県及び業界団体等との広域連携体制の確立を進めるとともに、新型インフルエンザ等の感染症拡大時においても廃棄物処理が継続できる体制の確保を図ります。
- 「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」等と連携しながら、プラスチックごみ排出抑制が促進されるよう、マイバッグキャンペーンなどの普及啓発に努めます。
- 地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図ります。
- 産業廃棄物を多量に排出する事業所等に対し、排出抑制や減量化、リサイクルに関する産業廃棄物処理計画の作成を指導します。
- 処理業者に対する講習会や研修会等を通じて、処理基準の遵守の徹底を指導するとともに、「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用しながら、優良な処理業者の育成に努めます。
- 産業廃棄物適正処理監視指導員(産廃Gメン)等によるパトロールなど適正処理に関する監視・指導を行うほか、「不法投棄110番」の運用や毎年11月の「不法投棄防止強化月間」の取組、不法投棄監視ネットワークの拡大など、不法投棄等不適正処理に関する監視体制の充実を図ります。

第5節 良好な環境を支える共通施策の推進

前節までに掲げた環境保全施策を確実かつ円滑に展開するため、それらの施策を支援する共通的、基盤的な施策を適切に組み合わせながら実施します。

(主な施策)

- 環境影響評価制度の適正な運用を図ります。
- 環境教育・環境学習の機会を提供するとともに、県民の自主的な環境学習や環境保全活動を支援します。
- 環境問題に関する調査研究を推進するとともに、環境情報の整備・提供に努めます。
- 公害苦情や公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。
- 環境への負荷の低減を図るため、環境に配慮した事業活動等を促進します。



輝北上場公園

(写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟)

第6節 環境保全に関する重点施策

1 屋久島環境文化村構想の推進

屋久島の人と自然との関わり「環境文化」の価値を見直すことを通じて、屋久島にしかない個性的な地域づくりを目指します。

2 奄美群島自然共生プランの推進

サンゴ礁や海岸の生態系の保全、希少野生動植物や奄美の森の保全、外来種対策を推進します。世界自然遺産登録を見据え、自然環境の保全と利用の両立を図る取組などを進めます。

3 鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進

閉鎖性水域である鹿児島湾や池田湖の水質を将来にわたって良好に保全するため、鹿児島湾ブルー計画及び池田湖水質環境管理計画に基づき総合的な対策を講じます。

4 環境と調和した農業の推進

農業の持続的な発展を図るとともに、消費者が安心できる農畜産物を提供するため、健全な土づくり、肥料・農薬の適正使用、家畜排せつ物や農業用廃プラスチック類の適正処理を促進し、本県の特徴を生かした環境と調和した農業の推進に努めます。

5 かごしま生活排水処理構想の推進

かごしま生活排水処理構想に基づき、公共下水道や合併処理浄化槽等の整備促進を図り、公共用水域の水質保全に努めます。

6 屋久島CO₂フリーの島づくりの推進

再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島において、石油類を燃料とすることなく、CO₂の発生が抑制された先進的な低炭素社会づくりを促進する「屋久島CO₂フリーの島づくり」を推進し、モデル性や発信性の高い取組を行います。

7 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進

森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵庫としての重要な役割を発揮させるため、間伐など森林を健全に維持・育成するための施業等を促進するとともに、林地残材や製材工場の残材等について、木質バイオマス発電やボイラー燃料等としての有効活用を促進します。



宮之浦岳

(写真協力：公益財団法人屋久島環境文化財団)



金作原



電気自動車

8 地球環境を守るかごしま県民運動の推進

気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の損失などの地球環境問題に関し、ふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民や事業者、行政が一体となって、県地球温暖化対策推進条例や県地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの削減に向けた取組を全県的に展開する県民運動を推進します。

9 再生可能エネルギー導入の促進

県再生可能エネルギー導入ビジョン2018及び県水素社会の実現に向けたロードマップに基づき、自然環境に配慮しつつ、本県の多様で豊かな資源を最大限活用した再生可能エネルギーの導入の促進及び水素エネルギーの利活用の促進を図ります。また、「エネルギーの地産地消」を促進することにより、雇用の創出や地域の活性化を図ります。

10 環境共生住宅の普及促進

省エネルギー・省資源等により地球環境の保全等にも配慮した環境共生住宅の整備を促進するため、県民や関係団体への情報提供、支援活動等を産学官が一体となって体系的に行うことにより、民間の自主的な環境共生への取組を促進します。



環境共生住宅（屋久島）

11 ごみ減量化・リサイクルの推進

循環型社会を形成するため、県民や事業者、行政が一体となり、廃棄物の3R（Reduce「発生抑制」、Reuse「再使用」、Recycle「再生使用」）に取り組むとともに、リサイクルに関する施設の整備や環境関連企業の立地等を促進します。

12 資源循環による持続可能な地域づくりの推進

県内では地域資源（廃棄物、バイオマス等）を生かした環境施策の取組により、SDGsに関する国の表彰を受けた市町村や、地域循環共生圏づくりに関する国の公募事業の対象団体に選定された市町村等による先進的な取組等が進められており、こうした取組等を広く収集・提供すること等により、環境施策による地域資源を活用した持続可能な地域づくりを促進します。

13 環境教育等行動計画の推進

自然体験や生活体験等の多様な体験活動、地域ESD（持続可能な開発のための教育）活動推進拠点との連携、教職員の資質・能力の向上、地域社会等における指導者の育成・確保、活用を推進するとともに、環境教育に関する情報提供の充実を図ります。



環境学習講座

第5章 環境保全に向けた取組

第1節 各主体の役割と取組

1 県

県は、各主体と連携・協力し、地域の特性に配慮した環境保全施策を総合的かつ計画的に実施する役割を持っています。

このため、各主体ごとの環境保全に向けた取組の方向や役割分担等を設定・提示するとともに各種制度の設定や社会資本の整備等により、その行動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な環境保全活動や各主体の協働による取組を促進します。

また、県自らも、地域における事業者・消費者としての立場から率先して環境保全に取り組みます。

2 市町村

市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、地域の環境特性を熟知しています。

このため、地域の自然的・社会的条件に応じて、各主体ごとに環境保全に向けた取組の方向や役割分担等を設定・提示するとともに、各種制度の設定や社会資本の整備等により、その行動の基盤づくりに努め、各主体の自主的・積極的な環境保全活動や各主体の協働による取組を促進することが期待されます。

また、国や県とも連携・協力して地域の環境保全に努めるとともに、市町村自らも地域における事業者・消費者としての立場から取組を率先して実行することが期待されます。

3 事業者

事業者は、その事業活動が環境に深く関わっています。

このため、様々な事業活動に際して環境への負荷の低減に努めるとともに、その能力を活かした環境保全活動の自主的・積極的な推進や官民協働の環境施策の効果的な展開、企業の社会的責任（CSR）に基づく環境に関する社会貢献活動やSDGsの理念を踏まえた取組を進めることが期待されます。

4 県民・NPOなど民間団体

県民は、地域における環境づくりの中心的な役割を担っていますが、日常生活一般による環境への負荷が増大しており、大量消費・大量廃棄型のこれまでのライフスタイルを見直す必要があります。

このため、人と環境との関わりについての理解を深め、日常生活に起因する環境への負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていくため、環境保全活動を自主的・積極的に進めることや各主体の協働による取組が期待されます。

第2節 環境への配慮事項

1 土地利用における環境への配慮事項

土地は、生活や生産活動の共通の基盤であるとともに、現在及び将来における県民の限られた資源であり、その適正な利用により環境の保全を図ることが重要です。

このため、土地を利用するに当たっては、その計画段階において、できるだけ早期に、当該地域の環境特性や環境配慮事項を把握することにより、環境への負荷の少ない土地利用を進めることが必要です。

2 各種事業の実施における環境への配慮事項

県や市町村、事業者等が行う様々な事業は、社会資本整備や生活水準の向上に貢献していますが、その一方で、環境への影響が懸念されます。これら事業の実施に当たり、環境への影響を最小限にとどめるよう環境に十分配慮することが必要です。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

県は、この計画に掲げる環境保全施策を総合的かつ計画的に実施するため、「鹿児島県環境基本計画推進本部」において、総合調整及び進行管理を行います。また、この計画の実効性をより高めるため、県や市町村、関係団体、NPOなど各主体が連携・協力し、円滑で効果的な計画の推進を図ります。

第2節 各主体の連携

この計画の実効性を確保するためには、全ての主体が一体となって、共通の認識のもとに、環境保全活動に自主的・積極的に取り組むことが必要です。

このため、県は、市町村との連携を図り、技術的な指導や情報の提供をはじめ、市町村との連絡協議の場を通じた意見交換等により協調・連携を強化します。

また、県は、県民やNPO、事業者の自主的な取組が行われるよう、この計画の周知や情報提供を図るとともに、各主体が連携・協力した協働の取組を促進します。

第3節 財政措置等

県は、この計画に掲げる施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案しながら、必要な財政上の措置及びその他の措置を講じます。

第4節 計画の進捗状況の点検

県は、この計画の着実な実行を確保するため、この計画に掲げる施策の進捗状況を点検し、その結果を公表します。

(参考) 持続可能な開発目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)



普遍性 先進国を含め、**全ての国が行動**

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」

参画型 **全てのステークホルダーが役割を**

統合性 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**

透明性 **定期的にフォローアップ**

(参考) 環境指標

項 目		現況(令和元年度)	目標(令和12年度)	関連する 主なSDGs	
① 自然環境の保全・活用					
自然公園	指定か所数	14	18	6, 11, 14 15	
	指定面積	123,904.6ha	132,293ha		
海域公園	指定か所数	26	26		
	指定面積	8,542.3ha	8,542.3ha		
保安林	指定面積	62,722ha	70,433ha		
多自然川づくり整備か所数		46	50		
② 緑の空間の保全・整備					
都市公園等	指定面積	1951.5ha	2080.0ha	11, 15	
	1人当たり面積	14.0m ²	14.8m ²		
緑の基本計画策定市町村数	6	都計区域を有する全市町村 (R3.3現在:35市町)			
グリーンマスター認定者数	45人	50人			
③ 水辺空間の保全・整備					
リバーフロント整備か所数		28	32	11, 14	
親水護岸整備か所数	農業関係	28	29		
	港湾関係	11	13		
④ 景観の形成					
電線の地中化延長	県道	21,840m	25,440m	11	
⑤ 大気環境の保全					
大気汚染に係る環境基準の達成率 (*自然現象に起因する場合を除く)	二酸化硫黄 *	100%	100%	3, 11, 12	
	二酸化窒素	100%	100%		
	浮遊粒子状物質 *	100%	100%		
	微小粒子状物質 *	100%	100%		
	一酸化炭素	100%	100%		
	ベンゼン	100%	100%		
	トリクロロエチレン	100%	100%		
	テトラクロロエチレン	100%	100%		
	ジクロロメタン	100%	100%		
	⑥ 水環境の保全				
水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目)の達成率	河川	BOD	95.3%	100%	3, 6, 11 12
		全亜鉛	100%	100%	
		湖沼	COD	75%	
	全りん	75%	100%		
	全亜鉛	100%	100%		
	海域	COD	83.3%	100%	
全窒素	100%	100%			
全りん	100%	100%			
水質目標達成率	鹿児島湾	COD	81.3%	100%	
		窒素	100%	100%	
		りん	100%	100%	
	池田湖	COD	100%	100%	
窒素	100%	100%			
りん	100%	100%			
海水浴場としての適合率		100%	100%		
汚水処理人口普及率 (*「かごしま生活排水処理構想2019(H31.3)」により、将来像100%(設定年度なし)		81.1% (平成30年度末)	100% (将来像)*		
⑦ 騒音・振動, 悪臭等の防止					
騒音に係る環境基準の達成率	騒音(一般)	89.3%	100%	11	
	騒音(道路に面する地域)	92.8%	100%		
	航空機騒音	100%	100%		
	新幹線騒音	81.8%	100%		

項目	現況(令和元年度)	目標(令和12年度)	関連する 主なSDGs
⑧ 化学物質の環境安全管理			
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	大気 100% 公共用水域(水質) 100% 公共用水域(底質) 100% 地下水質 100% 土壌 100%	100% 100% 100% 100% 100%	3, 6, 11 12
ダイオキシン類排出量見込み	1.9g-TEQ/年	2.2g-TEQ/年 以下	
⑨ 温室効果ガス排出削減対策の推進			
温室効果ガス排出量(森林吸収分を含む)	1,092万トン (平成29年度)	1,015万トン	7, 11, 13
地方公共団体実行計画策定市町村数	42	全市町村	
⑩ 循環型社会の形成			
一般廃棄物排出量(総量)	532千トン (令和2年度推計値)	483千トン (令和7年度)	11, 12
一般廃棄物排出量(一人一日当たり)	918g (令和2年度推計値)	875g (令和7年度)	
一般廃棄物リサイクル率	16.4% (令和2年度推計値)	23.4% (令和7年度)	
一般廃棄物最終処分量	59千トン (令和2年度推計値)	47千トン (令和7年度)	
産業廃棄物排出量	8,170千トン (令和2年度推計値)	8,170千トン (令和7年度)	
産業廃棄物再利用率(農業を除く)	63.9% (令和2年度推計値)	63.9% (令和7年度)	
産業廃棄物最終処分量(農業を除く)	86千トン (令和2年度推計値)	86千トン (令和7年度)	
農業用廃プラスチック類再生処理率	85%	95%	
建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊)	100%	100%	
建設廃棄物再資源化率(コンクリート塊)	100%	100%	
環境物品など調達方針(グリーン調達方針)策定市町村数	19	全市町村	
⑪ 再生可能エネルギー導入の促進(目標値は令和4年度末)			
太陽光発電	1,981,963kW	2,970,000kW	7, 12
風力発電	266,539kW	371,000kW	
水力発電	263,523kW	277,000kW	
地熱発電	66,795kW	71,000kW	
バイオマス発電	139,045kW	228,000kW	
海洋エネルギー発電	—	導入事例を数例作る	
太陽熱利用	44,027kL	44,000kL	
バイオマス熱利用	115,300kL	168,000kL	
温泉熱利用	—	導入事例を増やす	
地中熱利用	182kL	300kL	
バイオマス燃料製造	152kL	500kL	
⑫ 環境教育・環境学習の推進			
こどもエコクラブ設置市町村数	37	全市町村	4, 12, 13
グリーンマスター認定者	45人	50人	17
⑬ 環境と調和した農業の推進			
家畜排せつ物適正処理仕向量率	92.7%	98%	11, 12

【鹿児島県環境基本計画の環境指標に関連する主なSDGs】





鹿児島県環境基本計画【概要版】

令和3年3月

発行／鹿児島県環境林務部環境林務課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL (099) 286-2587

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。